

宮内公文書館利用等規則案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>（利用請求の手続） 第10条 [1～3 略] 4 前項 <u>第2号及び第3号</u> に定める方法による利用請求については，利用請求書が館に到達した時点で請求がなされたものとみなす。 5 [略]</p> <p>（本人情報の取扱い） 第13条 [略] 2 第10条第3項 <u>第2号及び第3号</u> に定める方法により利用請求をする場合には，前項の規定にかかわらず，当該利用請求者は同項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館に提出すれば足りる。</p> <p>（紛失等への対応） <u>第32条</u> 館は，特定歴史公文書等の紛失，誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は，その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。 2 館は，速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに，その講じた措置及び目録に必要な修正について，内閣総理大臣に報告しなければならない。 3 館は，前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には，これを公表するものとする。</p> <p><u>第33条・第34条</u> [略]</p>	<p>（利用請求の手続） 第10条 [1～3 同左] 4 前項 <u>第2号</u> に定める方法による利用請求については，利用請求書が館に到達した時点で請求がなされたものとみなす。 5 [同左]</p> <p>（本人情報の取扱い） 第13条 [同左] 2 第10条第3項 <u>第2号</u> に定める方法により利用請求をする場合には，前項の規定にかかわらず，当該利用請求者は同項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館が適当と認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館に提出すれば足りる。</p> <p>[条を加える。]</p> <p><u>第32条・第33条</u> [同左]</p>	<p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p> <p>ガイドラインの取扱いに基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>条項の追加に伴い，条ズレを修正するもの。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>		